

令和7年度12月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
個人住民税基幹税システム改修事業費	市民税課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
13,586	令和7年度～8年度					13,586

[事業の目的]

令和7年度税制改正に伴い、令和8年度分の個人住民税より適用される制度改正に対応するため、現在運用中の基幹税システムの改修を行う。

[事業の内容]

税制改正に対応するための基幹税システムの改修業務

【令和8年度分から適用される個人住民税制度の主な改正内容】

- ①給与所得控除の見直し：最低保証額を55万円から65万円とする。
- ②新たな所得控除の創設：大学生年代の子等に係る新たな所得控除の創設。
- ③扶養親族等に係る所得要件の引上げ：所得要件を48万円から58万円とする。

[これまでの関連する取組]

令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の公布。（該当箇所の施行日は令和8年1月1日）

[今後の取組]

12月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおり。

令和8年1月～ 契約締結、システム改修

5月 システム納品

6月 令和8年度個人住民税当初賦課決定